

防火設備検査

建築基準法第12条

防火設備検査は、2016年（平成28年）6月から建築基準法が改正され新設された検査です。
特定建築物として指定された公共性の高い建築物の防火設備に重点をおいた検査です。

「消防用設備等点検」と混同される場合もありますが、消防用設備等点検は消防法を根拠とした制度で検査資格者も全く異なります。

建築基準法を根拠とする特定建築物調査の調査項目に、今までも防火設備に関する項目は含まれていましたが、その調査項目をより強化し、特化させたものが防火設備検査と考えるとわかりやすいかも知れません。

【対象となる特定建築物】

特定建築物（特殊建築物）として指定された建築物のうち、防火扉・防火／防煙シャッターや耐火クロス防火・防煙スクリーンを（常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパー、外壁開口部の防火設備は除く）設置されている建築物が検査対象となります。

防火設備検査の内容とは

各防火設備の作動を確認すると同時に、建築基準法112条で規定される防火区画（面積区画・水平区画・竪穴区画・異種用途区画）の確保を、設計図書を用いながらの確認します。

1. 防火扉

防火扉の作動状態を確認、設置の状態や各部分の劣化・損傷の確認、駆動装置部分の確認をするとともに、連動する煙感知器、熱煙複合式感知器および熱感知器の作動を検査します。

2. 防火シャッター

防火シャッターの作動状態を確認、設置の状態やカーテン部分・ケースなどの劣化・損傷の確認、駆動装置部分の確認をするとともに、連動する煙感知器、熱煙複合式感知器および熱感知器の作動を検査します。

3. 耐火クロススクリーン

耐火クロススクリーンの作動状態を確認、設置の状態やカーテン部分・ケースなどの劣化・損傷の確認、駆動装置部分の確認をするとともに、連動する煙感知器、熱煙複合式感知器および熱感知器の作動を検査します。

4. ドレンチャー等

作動状態の確認、各部分の劣化・損傷の確認、加圧送水装置の状態確認をするとともに、連動する煙感知器、熱煙複合式感知器および熱感知器の作動を検査します。

検査ができる資格者

防火設備検査を行うことができる資格者は
一級建築士、二級建築士、
指定された講習を受講修了した
防火設備検査員です。



防火設備検査後の定期報告提出先

防火設備検査対象となっている建築物の所在地を
管轄する特定行政庁や業務を委託された一般財団
法人等に提出します。提出先は各特定行政庁によ
って細かく異なります。
大阪の場合は大阪建築防災センターに提出します。



防火設備検査に関する画像



防火戸閉鎖後



防火シャッター危害防止装置作動中



耐火スクリーン降下中

お問い合わせ先



大洋理研防災株式会社

〒593-8328 大阪府堺市西区鳳北町6丁322番地3

TEL.072-264-5019 (代) FAX.072-261-9019

E-mail taiyoriken@fork.ocn.ne.jp